

アジアにおける権威主義の強化と民主主義の後退
——タイ、ミャンマー、カンボジアの政治変動と
市民社会の狭小化について——

Strengthening Authoritarianism and Retreating Democracy in Asia:
A Study of Political Change and the Narrowing of Civil Society
in Thailand, Myanmar, and Cambodia

秦 辰也 (Tatsuya Hata)*

ABSTRACT: In the field of comparative politics, there has been much debate in recent years about the strengthening of authoritarianism and retreating of democracy. This article aims to examine the situation in Thailand, Myanmar, and Cambodia to demonstrate how political change and the narrowing of civil society are progressing in light of that trend in Asia. Various democratization indicators are currently in use, but here, in addition to the V-Dem indicators, it examines the empirical cases of the three countries, delving deeply into the history of great power influence, political struggles, and civil society formation and collapse while capturing endogenous factors. It argues that these countries have experienced a period of democratization and expansion of civil society space within 30 years, but authoritarianism through power politics has progressed, and the use of legal means and repression of citizens has intensified. Young people and citizens have shown strong interest in the issues, and there have been progressive resistance movements, but it remains to be seen whether civil society will expand through "free and fair" elections in the future.

KEYWORDS: authoritarianism, democratization, narrowing civil society

はじめに

第二次大戦後にはじまった東西の冷戦構造は1980年代後半からソ連や東欧諸国の社会主義政権の崩壊で終焉を迎え、急速に進む経済のグローバル化に伴って民主化の波が各地で広がった。今日、一党独裁の権威主義体制を誇る中国でさえも1989年

* Professor of International Cooperation and Development, Faculty of International Studies, Kindai University. E-mail: khunhata@intl.kindai.ac.jp

Hata, T. (2022). Strengthening Authoritarianism and Retreating Democracy in Asia: A Study of Political Change and the Narrowing of Civil Society in Thailand, Myanmar, and Cambodia. *Journal of International Studies*, 7, 77-112.

©2022 Tatsuya Hata

には学生を中心に民主化運動が広まり、天安門事件が生じた。ところが 21 世紀に入ってまもなく、中東・北アフリカ地域では 2011 年初頭から「アラブの春」が広がったが、その後は世界各国で権威主義体制が拡大し、民主主義の「後退」、「危機」、「浸食」、「脆弱化」などの議論が目立っている¹。2021 年に発表されたフリーダムハウスの報告書によれば、ここ 15 年間連続で世界の自由度 (global freedom) は低下の一途をたどっており、世界 195 カ国中自由度が改善されたのが 28 カ国なのに対し、悪化したのは 73 カ国と大きく上回っており、2006 年に後者の数字が前者を超えてマイナスに転じて以来、過去最も深刻な数値になっている²。また同報告書では、この長期的な民主主義衰退のインパクトは地球規模に及んでおり、世界人口の 75% 近くが悪化するこれらの国々で生活しているとして警鐘を鳴らしている。

もちろん、民主主義の後退を指摘する上で、フリーダムハウスやスウェーデンの V-Dem (Varieties of Democracy) Institute、エコノミスト・インテリジェンス・ユニット (EIU) などの研究機関が示すデータをそのまま鵜呑みにするのではなく、併せて実証事例の分析もしっかりと行うなど細心の注意を払う必要がある³。したがって、本論では冷戦下以降の国際情勢の変化について、アメリカの動向とともにアジア諸国で極めて強い影響力を持つ中国を念頭に、日本とも関係が深いタイ、ミャンマー⁴、カンボジアの民主化を巡る政治変動と市民社会の動きについて議論する。そして、比較政治の観点から、実証主義的研究と既存の民主主義指標との両面に着目しつつ各国の内生的な要因を探り、どのような形で権威主義体制が強化されて民主主義が後退し、市民社会が狭小化しているのかについて明確にすることを目的としたい。また、権威主義による抑圧の拡大を、市民社会組織 (CSO) や若者たちがどのように受け止め、どのような手段や行動を取っているのかについても検証し、今後のアジアにおける民主主義を市民レベルでどのように構築していこうとしているのか探りたい。

本論では、第 1 節において定義づけをした上でここ 10 年ほど活発に議論されている権威主義の強化と民主主義の後退に関する先行研究を用いて実態を整理し、それぞれの特徴と変化について議論する。第 2 節では、なぜアジアで権威主義が強化されていくのかについて、近年の米中関係を概括し、シンガポールの ISEAS が 2019 年から 2021 年に発表した ASEAN での意識調査の結果を活用して今日の東南アジアの受け止め方を理解する。第 3 節からは、具体的にタイ、ミャンマー、カンボジ

¹ 杉浦 (2020) pp. 179-183, フランツ (2021) pp. 14-16

² Freedom House (2021)

³ 湊 (2020) pp. 42-45

⁴ 「ミャンマー」と「ビルマ」の国名表記は時代や政治背景によって異なるが、本稿では一部を除き「ミャンマー」で表記した。

アにおける地政学的な背景と各国の大戦後の動きも踏まえつつ、特に 1990 年代以降の動向を通時的に論述し、市民社会スペースの形成過程や内生的な要因による変化について分析を試みる。さらに、第 4 節では V-Dem のデータを抜粋して市民社会スペースの変転を明示し、なぜ市民社会の狭小化が連動して進行しているのか、また若者や市民がどのように対応し行動しているのかについて実証事例を用いて言及する。最後に、これら 3 カ国の政治社会情勢を踏まえて、今後の展望を探っていく。

1. 権威主義と民主主義の定義と第二次大戦後の体制維持の変化

グローバル化が進み社会が多様化する中で、権威主義と民主主義をどのように定義するかについては研究者によって様々な議論がある。政治学研究者の間で最も基本的な民主主義の概念の一つは、経済学者としても有名なヨーゼフ・シュンペーターの古典的な著書「資本主義・社会主義・民主主義」(大野一訳, 2016) の中で、18 世紀の民主主義に基づき述べている次の一説である。「民主主義とは、政治的な決断を下すための制度上の取り決めであり、市民が自ら決定を下すことで公共の利益を実現する。個人を選出し、選ばれた個人が集まって市民の意志を実行に移す」⁵。もう一つの定説は、ロバート A. ダールが行動論を用いて著した「ポリアーキー」(Dahl 1971, [高島・前田訳 1981]) であり、民主主義が生まれる必要条件として、政治的に平等とされている全市民に対して、①要求を形成する機会、②個人的あるいは集団的行動を通じて、要求を表現する機会、③政府の対応において、要求を平等に取り扱わせる機会、が必要条件であるとし、それぞれに組織を形成し参加する自由、表現の自由、投票の権利、政治指導者が民衆の支持を求めて競争する権利、多様な情報源の保障の成立が挙げられている⁶。つまり、それ以外の非民主主義体制が権威主義体制ということであり、いわば 2 分法による説明である。

これらの議論も踏まえてサミュエル・P・ハンチントン (1995) は、「ポルトガル

の独裁の終焉に続く 15 年間に、ヨーロッパ、アジアそしてラテンアメリカにおけるおおよそ 30 の国において、民主主義体制が権威主義体制に取って変わった」⁷と述べ、1974 年から 1990 年までの民主主義への体制移行を「民主化の第三の波」と捉

⁵ シュンペーター (2016) II, p. 43

⁶ 訳者の高島は、「ポリアーキー (polyarchy)」の説明として、モナーキー (mon(o)archy—一人支配、君主制)、オリガーキー (olig(o)archy—少数の支配、寡頭制) に対する (多数の支配) の意味であるとし、Modern Political Analysis で (民衆による支配 [popular-government]) と同義であるとしている。山本圭 (2021, p. 83) によれば、「ダール政治学は、ポリアーキーにおける多元主義 (プルーラリズム) を強調する」とし、いわゆる権威主義ではなく「多元的民主主義論」であるとしている。

⁷ ハンチントン (1995) p. 21

えた。そして、「民主化の第一波」（1838～1929年）で封建貴族制が根強く残る絶対君主制が、また「民主化の第二波」（1943～62年）ではファシスト国家、植民地、個人主義的軍事独裁といった権威主義体制が民主主義体制へと移行し、第三の波では主に一党制、軍事体制、個人独裁が民主化へと向かったとしている。

しかし、その波も2011年の「アラブの春」を最後に、権威主義体制の存続をかけた統治戦略の変化が台頭しはじめ、顕著に表れることになる。例えば、コリン・クラウチ（2007）の「ポスト・デモクラシー」で議論されているように、民主主義の諸制度が形骸化し、本来担い手であるはずの市民の力が徹底的に無力化される方向に向かい、商業的な既得権益者の利益が優先されて少数者による統治が横行する。またフランツ（2021）は、人権侵害や抑圧行為は含まれていない最小限の定義として「権威主義と民主主義を分ける際立った要因は、政府が自由で公正な選挙で選ばれるか否かである」⁸と主張する。そして、第二次大戦後から1999年代まではクーデターが民主主義に対する主要な脅威であったが、2000年代になるとポピュリズムが台頭して権威主義化の足場となり、政党の後押しで形式的に選挙で選ばれた強権政治家たちが使うポピュリストのレトリックで、独裁政治へと進む傾向が強くなっていった⁹という。権威主義体制のタイプ（型）は、個人型、軍事型、支配政党型、君主型に分類されるが、1946年から2010年までの統計をもとに状況分析すれば、世界的には冷戦後の個人独裁増加の兆候がある¹⁰といえる。

こうした近年の潮流に、山本圭（2021）は「市民社会にも『デモクラシー疲れ』ともいべき現象が観察される。権力への批判的な態度よりも冷笑的な態度が主流になり、2016年には『ポストトゥールース』が世界の今年の言葉に選ばれた。マスメディアが演出する目まぐるしいスペクタクルのおかげで、私たちはすっかり権力の嘘や虚偽にならされてしまったようにも思う」¹¹と懸念している。つまり、市民社会の弱体化の裏返しに求められるのが、強い指導者の存在であり、フランツなどという非民主主義的な強権政治家が跋扈する状況を生み出している可能性も示唆されるのである。

近年のアジア諸国の権威主義体制について俯瞰するために、第二次大戦後に見られる世界の権威主義体制の特徴についても若干補足しておこう。先進諸国ほど民主主義体制が整っており、一部の例外を除き、一般的には開発途上国において権威主義体制の国が多く、これらの国々は地域的に偏る傾向があるという指摘である。フランツ（2021）は、独立後まもなくして民主主義国になったインドや、豊かなシン

⁸ フランツ（2021）p. 19

⁹ Kendall-Taylor and Frantz（2016）

¹⁰ フランツ（2021）pp. 105-108

¹¹ 山本圭（2021）p. 230

ガポール、中東のサウジアラビア、クウェート、オマーン、カタールなどは権威主義体制にあるものの、その多くが貧困国に、また民主主義体制は富裕国に偏っている¹²とする。また、重要なこととしてそれぞれの体制の国には同様の体制の隣国が存在する可能性が高く、体制の移行が地政学的にも隣国からの影響を受ける傾向にある点にも言及している¹³。果たしてアジア諸国はどのようなのだろうか。

2. 大国の影響で東南アジアの権威主義は強化されるのか

2.1 米中間の対立にみる国際的要因

論点をアジアに移し、近年なぜ権威主義が強靱化しているのかについて、一党支配が続く習近平体制下の中国の台頭と周辺国への政治的影響を中心に議論を進めたい。まず指摘したいのが、リブセット説¹⁴や民主化への移行論 (transitology)¹⁵という観点から、アメリカの中国への関与政策が崩れ、中国脅威論の再熱化¹⁶と相まってトランプ政権以降は急速に中国とアメリカとの覇権争いが世界の注目の的となり、国際政治の中心課題になった点である。バイデン大統領は、2021年3月の就任後の初会見で「民主主義と専制主義の闘いだ」と強調したことは記憶に新しいが、アメリカが長年中国に「関与」し、経済発展と共に人権を重視する「政治改革」への期待が裏切られ、対立軸が言語化された。

東西冷戦下を振り返れば、キッシンジャーの密行後1972年のニクソン訪中を経て1979年1月にカーターと副主席だった鄧小平間でようやく米中の国交が正常化した。2010年代まで40年近くの間、アメリカの主流の考えは「関与」と「支援」であった¹⁷。中国はその間、1989年に起こった天安門事件を武力で弾圧することに成功し、民主化ではなく自由化を選択して急速に経済発展を遂げ、2013年の全国人民代表大会で国家主席に選ばれた習近平は市場化と自由化の方針を経済統制と言論統制への強化へと重心を移していった¹⁸。また、国家安全法制の体系的な整備から、反スパイ法(2014年)、国家安全法(2015年)、反テロリズム法(2015年)、サイバーセキュリティ法(2016年)などに加えて、それまで1万近いとされた様々な分野で活動する海外NGOに対する管理体制の強化や合法的権利利益の保障等について定

¹² フランツ (2021) pp. 49-53

¹³ Ibid.

¹⁴ S.M.リブセットは『政治のなかの人間』(1963) Political Man (1960)の中で、経済発展と民主主義の相関関係を立証しようと試み、経済発展が中間層を形成し、政治的な民主化をもたらすとした。

¹⁵ 武田(2001) pp. 243-251, Zinecker (2009) pp. 302-331

¹⁶ 藤 (2018) pp. 35-54

¹⁷ 佐橋 (2021) p. 28

¹⁸ 柯隆 (2021) p. 53

める「海外 NGO 国内活動管理法」も制定された¹⁹。そして、習国家主席は最長 2 期の任期制に縛られないように、2018 年 3 月、憲法を改正し、国家主席の任期制を撤廃させた²⁰。柯 (2021) は、裁判所を行政機関から独立させ、裁判官の独立性も担保していく必要があるが、現在の中国では司法の独立性に関する議論はタブーになっていると指摘する。また、「共産党のトップは党の総書記であり、同時に軍のトップの軍事委員会主席も兼ねる。人事権と軍を掌握する党の総書記は、いうまでもなく一番の権力者である。」²¹このように権威主義体制の強化が増す中で、香港での一国二制度の問題や台湾をめぐる一連の南シナ海における安全保障問題はもちろん、新疆ウイグル自治区の人権問題も含めてアジア広域を巡っての米中覇権争いが激化しているようにみえる。

本論で後述するミャンマーでいえば、2016 年 10 月にオバマ政権下で約 20 年ぶりに経済制裁を全面解除したものの 2021 年 2 月 1 日には軍事クーデターが発生し、国軍が全権掌握をして民主的な手続きによって選ばれた NLD (国民民主連盟) 政権が倒され、市民への弾圧が続いている。また、同年 8 月 15 日にはアフガニスタンの反政府武装勢力タリバーンが首都カブールに進攻し、それまでアメリカを中心とする国際社会が支援してきたガニ政権が崩壊し、欧米式の民主化は大きく後退した。だからといって短絡的に民間企業に委ねる欧米型資本主義ではなく国家資本主義に依拠した「中国モデル」²²と同様のことが歴史文化的な背景や政治体制が異なるアジア周辺国においても複製が可能であるとはいえないが、国境を接する周辺諸国への中国の影響力が今後も増すことは確実であろう。

2.2 ASEAN 諸国の受け止め方

こうした国際情勢に翻弄されてきたのが、東南アジア地域である。ここからは、ISEAS が ASEAN10 ャ国を対象に 2019 年が 1,008 人、2020 年が 1,038 人、2021 年が 1,032 人の専門家や研究者、政府関係者、ビジネス業界、市民社会や NGO、メディア、国際/地域機関関係者など主に知識層から 3 年連続オンラインでデータを収集した意識調査の結果を抜粋し、加盟国の現状と大まかな立ち位置について検証してみたい。

最新の 2021 年の調査では、ASEAN 諸国が抱える最大の懸念は「流動的な政治・

¹⁹ 岡村、佐藤 (2021) p. 119

²⁰ 柯隆 (2021) p. 54

²¹ Ibid. p. 89

²² 「中国モデル」の捉え方は研究者によって様々であるが、中国共産党が強い権限を持って推し進めた市場経済による開発独裁型のモデルといえる (中兼, 2013)。規制緩和、財政赤字の削減、資本市場の自由化、国営企業の民営化などを柱とする新自由主義に基づく政策である「ワシントン・コンセンサス」に対し、「政治的民主主義」を行わない形で政府指導の市場経済化を進めた中国の発展形態を「北京コンセンサス」と呼ぶ (吉岡, 2012)。

経済発展」との回答（71%）が寄せられた。2 番目は、地政学的に ASEAN が米中という大国の狭間で競争の場となり、代理的な立場に置かれるという懸念（69.1%）であった。そして 3 番目には、2020 年以降に拡大した COVID-19 のパンデミックを克服できない懸念（52.4%）が続くが、本項では主に政治・経済的な影響と共に信頼度の受け止め方について参照する。

図 1～3 は、それぞれ東南アジアへの政治・戦略的影響力が最も大きい国・地域、経済的影響力が最も大きい国・地域、アメリカの ASEAN への影響力の増減、に関する質問への回答を 3 年間に亘って表したものである。まず政治・戦略的影響についてであるが、圧倒的に中国の影響力が大きいことが窺え、アメリカが 3 割程度で推移している一方で、ASEAN 加盟国間の影響力は減少傾向にある。また、それ以上に中国の経済的な影響力は膨大で、7 割を超える回答が続く一方、アメリカは 7% 強に留まっている。ちなみに日本はその他に含まれ 4% 前後で推移している。この他、図 3 が示す通り、2019 年と 2020 年の ASEAN に対するアメリカの関与についてはトランプ政権下において減少するとみられていたが、2021 年はバイデン政権の関与が増加すると見込んだ回答が 68.6% に急増した。

図1. 東南アジアへの政治・戦略的影響力が最も大きい国・地域 (2019-2021)

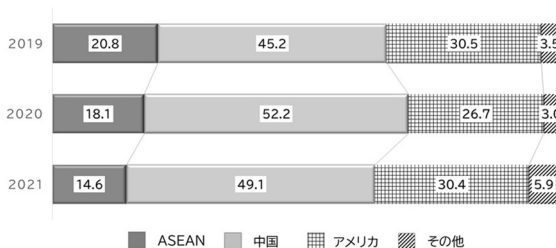


図2. 東南アジアへの経済的影響力が最も大きい国・地域 (2019-2021)

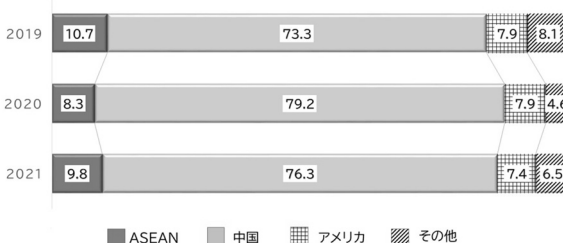
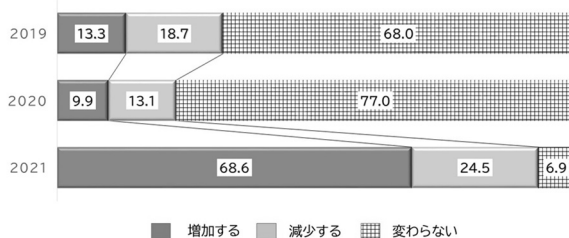


図3. アメリカのASEANへの関与は増加するか減少するか
(2019-2020)



出所：いずれも ISEAS (2021) のデータに基づき筆者作成

表 1. ASEAN が連携を強要されたら中米どちらを選
択するか？

国・地域名/年	中国		アメリカ	
	2020	2021	2020	2021
ASEAN	<u>46.4</u>	<u>38.5</u>	<u>53.6</u>	<u>61.5</u>
ブルネイ	69.1	69.7	30.9	30.3
カンボジア	57.7	46.2	42.3	53.8
インドネシア	52.0	35.7	48.0	64.3
ラオス	73.9	80.0	26.1	20.0
マレーシア	60.7	47.0	39.3	53.0
ミャンマー	61.5	51.9	38.5	48.1
フィリピン	17.5	13.4	82.5	86.6
シンガポール	38.7	34.2	61.3	65.8
タイ	52.1	43.5	47.9	56.5
ベトナム	14.5	16.9	85.5	84.9

出所: ISEAS (2021)

これらの結果に加えて、回答者の国別思考に関する意識調査の結果についても簡潔に触れておきたい。表 1 は 2 択の質問で、ASEAN との連携を強要された場合に中国とアメリカのどちらを選択するのか、表 2 は ASEAN10 カ国を一括りにした周辺諸国に対する信頼の受け止め方の集計結果である。これらの回答結果によれば、トランプ政権下ではほぼ互角であった連携の度合いが2021年にはアメリカに傾いている状況が推察されるが、フィリピン、ベトナム、シンガポールが親米なのに対し、ラオスとブルネイが親中である傾向が読み取れる。また、表 2 からは、政治・経済

的な影響力が低い日本への信頼度は 6 割強と高く、一方で影響力を増す中国への信頼度が低い点も窺える。

ASEAN 諸国における中米両国を中心とする政治・経済的な影響に関する集計結果からいえることは、内政不干渉を建前とする中国の存在感が維持されていることが明白な一方で、各国の体制にどの程度の影響を及ぼし、どのような社会的変化をもたらされてきたのかは読み取れない。同時に大国からの影響が、直接自国が権威主義を強化する要因になっているともいい切れない。

次節以降は ASEAN の中でもベトナムやラオスのように社会主義体制はとっていないが、近年の権威主義の強化と民主主義の後退に伴う市民社会の狭小化が際立つタイ、ミャンマー、カンボジアの 3 カ国に焦点をあて、中米とのバランスや近隣の影響とともに内生的な要因を踏まえて見解を掘り下げていくこととしたい。

表 2. ASEAN10 カ国の周辺大国・地域への信頼の受け止め方 (2019-2021)

国・地域名/ 年	信頼する			信頼しない			ノーコメント		
	2019	2020	2021	2019	2020	2021	2019	2020	2021
中国	19.6	16.1	16.5	<u>51.5</u>	<u>60.4</u>	<u>63.0</u>	28.9	23.5	20.5
EU	41.3	38.7	51.0	35.2	36.9	29.6	23.5	24.4	19.4
インド	21.7	16.0	19.8	45.6	53.5	50.3	32.7	30.5	29.9
日本	<u>65.9</u>	<u>61.2</u>	<u>67.1</u>	17.0	21.3	16.5	17.1	17.5	16.4
アメリカ	27.3	30.3	48.3	50.6	49.7	31.3	22.1	20.0	20.4

出所：ISEAS (2019-2021) のデータに基づき筆者作成

3. タイ、ミャンマー、カンボジアにおける民主主義の後退と市民社会の狭小化

多様性を包含する東南アジアの中で、これら 3 カ国における民主化の後退を俯瞰するのに重要なのは、これまで隣国同士が社会・文化的にどのような影響を受け合いながら歴史を刻み、戦争や民族紛争を繰り返しながら今日の体制を築いてきたのか、その差異性を理解し、史実を解析することである。近代史を振り返れば、タイが西欧諸国の植民地化を免れ、1932 年の立憲革命や第二次世界大戦を経て以降もラタナコーシン王朝下で独立を保持してきた一方で、ミャンマーは 1886 年に英国領インドに編入され、ビルマ連邦として独立したのが 1948 年であった。また、クメール王朝が栄えたカンボジアは 18 世紀末以来シャム(タイ)の勢力下にあり、その後 1863

年と 1884 年の協約によってフランス領保護国となったが、ノロドム・シハヌーク国王下の 1953 年によりややく独立した。

民主化という観点で現代政治史の 3 国関係の詳細を探ると、1980 年代後半からソ連が崩壊する 91 年末までの冷戦下と、それ以降の中国台頭の 30 年による国際情勢の変化とに大別できる。さらにその 30 年は、民主化への高まりと揺り戻しが反復し、権威主義の抑圧による窮屈な市民社会の現状が浮かび上がる。紙面の都合上、国別の詳細については様々な研究がなされていることから、ここでは民主化の起点となりうる各国の 1990 年代までの大まかな振り返りと、それ以降 2020 年までの民主化と市民社会の動向を踏まえたい。

3.1 タイ市民社会の転換点と民主主義の崩壊

プーミボン・アドゥンヤデート国王（ラーマ 9 世）が終戦後の 1946 年から崩御する 2016 年まで国家元首であり国軍統帥として君臨したタイの 70 余年を回顧すると、1960 年代以降徐々に「タイ式民主主義」²³ が定着していったことが分かる。プレーム・ティンスラーノン²⁴ 政権下（1980-88）では「半分の民主主義」とも形容された。つまり、政党活動が認められて選挙が行われたものの、政党人ではなく、選挙にも出ていない陸軍司令官であったプレームを首相に推した政権で、『半分しか』民主化されていないものの 1973 年以前を基準にすれば『半分だけ』民主化を進めたのがプレームであった。つまり、軍主導による民主化の段階であった²⁵。

1970 年代に起こった学生革命期以降から 90 年代にかけて、タイでは内生的には農村開発や都市スラム問題に取り組むオンコーン・パタナー・エカチョン（NGO）が増加した時期である。一方、外生的には冷戦下にアメリカの支援で反共政策を取っていたことから、ベトナム、カンボジア、ラオスから大量の難民が国内に流入し、日本を含む多数の国際 NGO が進出した時代でもあった²⁶。また、1984 年には当時のビルマ国軍とカレン民族同盟（KNU）軍との戦闘が激化し、ミャンマー国境沿い

²³ 「タイ式」民主主義とも表記する。サリット軍政時代（1959-63）に構築された軍部や官僚による統治機能的な体制を指す場合もあるが、むしろプーミボン国王がその人柄と国民の絶大な信頼を背景に政治的混乱に陥った時に介入・仲裁し、国内政治・社会の深刻な事態において民意を反映した重要な安定化装置の役割を果たす政治（例えば 1992 年の 5 月事件時の国王の裁定など）のことを指している（秦, 2017）。

²⁴ プレームは、首相退任後に枢密院議員に任命されるが、1998 年からは枢密院議長となり、2016 年 10 月 13 日にラーマ 9 世が崩御し、同年 12 月 1 日にワチラロンコーン皇太子がラーマ 10 世として宣誓するまでの 49 日間、暫定摂政として国王の職務を代行。2019 年 5 月 4 日の新国王の戴冠式にも議長として参列した後、同月 26 日に死去した。

²⁵ 重富（2010）pp. 35-41

²⁶ 秦（2014）pp. 130-135

に難民キャンプが増設された²⁷。

その後、1991年に起こった国家平和秩序維持委員会（NPKC）による軍事クーデターによって再び国軍による権威主義体制へと傾くが、翌92年の5月事件の国王裁定を受けて政治体制は大きく民主化へと向かい、第二次アナン・パンヤラチュン暫定政権以降はNGOの政治活動スペースが拡大するなど、「市民参加」の度合いが増す起点となった²⁸。そして、それを契機に制定された1997年憲法が、民主化を巡ってタイの政治を大きく二分するタックシン・チナワット政権を生み出すことになった。だが、2006年にソンティ・ブンヤラカリン陸軍司令官らによる軍事クーデターが成功すると新憲法が制定され、民主主義崩壊へと突き進んでいく。2006年以降の政治的混乱とは、王室支持で反タックシン派の民主主義人民連合（PAD、黄色シャツ派）とタックシン支持派でクーデターに反対する反独裁民主主義統一戦線（UDD、赤シャツ派）の政治闘争であるが、前者がいわゆるエリート層や都市中間層を中心とする社会階層に対し、後者は主に東北や北部の農村住民・都市貧困層を支持基盤とする社会階層である²⁹。2013年10月にインラック・チナワット政権下でタックシンの恩赦に関する法案が国会に提出されると、さらに王党派のステープ元副首相をリーダーとする人民民主改革委員会（PDRC）が大規模デモや選挙妨害などを行い、首都機能を麻痺させた。こうした一連の動きの中で、2014年にまたも反タックシン派の支持を背景にプラユット・チャンオーチャー陸軍司令官らの国家平和秩序評議会（NCPO）による軍事クーデターが敢行され、プーミポン国王の崩御、ワチラロンコーン新国王（ラーマ10世）の即位、2017年憲法の制定へと向かい、タイの市民社会（プラチャーコム³⁰）は狭小化していった。

この間の民主主義崩壊の要因について、重富（2018）は階層格差と階層意識、政治参加経験、選挙制度、社会活動の4つの角度から整理している。要約すると、①所得や教育水準の格差などがもたらす経済的・社会的格差によるタックシン派への階層的な偏見意識、②選挙監視ボランティアや憲法起草議会の議員候補、タンボン（行政区）レベルの自治体化などからみられる政治的関心の高まりと政治参加経験の違い、③97年憲法によって選挙制度が改正され小選挙区制が導入されたことで政党政治が強化され、票に勝る農村住民・都市貧困層の政治的有効感が高まったこと、④これらによって、PADやPDRC、そしてUDDがそれぞれの集合的アイデンティティのもとに組織的な社会運動を展開した結果、単なる社会階層の違いではなく民主

²⁷ 1984年にターク県ターソンヤン郡に最初のカレン対象のメラー難民キャンプが開設され、その後1990年にかけて、カレニーやモン（Mon）などの難民キャンプも国境に設営されていった。

²⁸ 秦（2014）pp. 130-135

²⁹ 重富（2018）pp. 47-49、玉田（2011）pp. 143-159、秦（2017）p. 13

³⁰ 重富（2018）pp. 54-56

義をめぐって深い亀裂が形成された³¹と分析している。

結果的には、2014年に軍事クーデターが起こったことで、民主政治の根幹をなす選挙が2011年7月から2019年2月までNCPOにより封印され、2017年憲法下で民主的かつ公正な選挙とは程遠い制度下で実施された総選挙によってプラユット政権が誕生する。それ以降、今日までの権威主義体制の強化と民主主義の後退、そして市民社会の狭小化については、ミャンマー、カンボジアの情勢との比較において後述する。

3.2 ミャンマー国軍による選択的弾圧と市民社会形成の経緯

ミャンマーとタイとの現代政治史における根本的な違いは、英国植民統治を受けたか否かにある。「長年の植民地行政がもたらした『複合社会』構造がゆえに、第二次大戦中に国民が敵味方に二分され、独立後（正確には独立回復後）もすぐに内戦が勃発、東西冷戦の環境下、世界最多数の叛乱組織群が中央政府との間に半世紀にわたって武力抗争を続け、いまなお収束していない」³²。独立の父アウンサン将軍は、ミャンマーの「最大多数の最大幸福」実現のためにはまず「真の民主主義」を築く必要があり、それは社会主義や共産主義より上に位置する概念だとした。しかし、経済面では資本主義以前の段階にあり、当面は主要生産手段を国有化する必要があるとして、「社会主義を原則とする独立ビルマ」を示唆した³³。また、民族問題については国内少数民族が相応の権利を享受することで国民統合を図り、連邦制国家（a union）の採用をめざした。独立前年の1947年2月にはシャン州パンロンでの会議³⁴において少数民族の代表らと合意し協定に調印したが、その後暗殺されて少数民族の自治権は縮小した³⁵。

ミャンマー国内は1962年の軍事クーデターによってネ・ウィン国軍司令官が全権を掌握して以降、1988年まで軍政下で「ビルマ社会主義計画党」（BSPP）による一党独裁体制が続いたが、この時代はアメリカによって脆弱なインドシナと同様にタイとミャンマーへの反共のための秘密工作が展開された時代でもあった³⁶。つまり、冷戦初期のこの地域の第一義的責任は植民地化した英仏にあるとみたアメリカは、万が一ミャンマーが中国共産党の手に落ちる場合に備え、新米英的なチン、カチン、

³¹ 重富（2018）pp. 57-67

³² 熊田（2001）p. 1

³³ 根本（1997）pp. 174-179

³⁴ 根本（1997）pp. 166-169 根本によれば、この会議に参加したのはシャン、カチン、チンの3民族とその関連民族に限られ、カヤー、カレンからのオブザーバー以外にモン、アラカンなどからの出席がなかったことと、代表団の構成がほとんど伝統的支配者であった土侯（藩王）たちであり、英国の間接統治下の維持であったという2つの問題を残したとしている。

³⁵ 熊田（2001）pp. 5-7

³⁶ Ibid.

カレン、シャン等の各少数民族による抵抗活動を組織する秘密工作を想定し、英国自身も同様の方法を取ったのである³⁷。しかし、このアメリカの外交は、「公式政策」と「非公然工作」の矛盾であり、国務省と中央情報局（CIA）・国防省との齟齬を生む結果となり、この「二重基準」がよりミャンマー情勢を複雑化させる原因となっていた³⁸。

中共の勝利から「ドミノ理論」を防ぐための方法として、この間ミャンマーとタイは異なる政策を取った。冷戦初期にはタイがアメリカと同盟関係を築き³⁹、反共政策を展開して多額の経済的・軍事的援助を受けながら自国内でのタイ共産党の拡大を封じ込めようとしたのに対し、ミャンマーは非同盟独立国家として両大国とのバランスを取るために中立主義を選んだのである⁴⁰。しかしネ・ウィンは、中共が軍事援助するビルマ共産党やカチン等の少数民族組織との共闘工作に加え、西側が支援する反政府デモやゲリラ戦への対応、さらにはコーカン族の麻薬組織や中国国民党への対応なども加わり、米中への外訪も十分な成果に至らず、次第に独自路線を強化していく⁴¹。そして1974年憲法では、連邦制を変更して一院制議会とし、閉鎖的・排外的ともいえる軍事統制下での一党独裁体制を築いていった⁴²。

当然ながら、ネ・ウィン体制下ではミャンマーのCSOも厳しい監視下におかれ、反政府活動を行うものは投獄された。もともとミャンマーでは植民地下にあった1906年には政治的活動が禁止されていたことから初の民族団体として仏教青年会(YMBA)が結成された⁴³。その後1920年には、後に多くのエリート政治家たちを生み出したビルマ人団体総評議会(GCBA)へと引き継がれて中央部の村々へと拡大し、植民地支配への反対運動と独立を後押ししたとされている⁴⁴。また、仏教系組織のほかにも地方を中心に社会福祉活動を行うキリスト教系のビルマ・バプティスト伝道者会議(BBMC)などや、少数民族に特定したカレン国民協会(KNA)などといった組織も活動してきたが、これらに加えて僧侶や寺院などの宗教施設も厳しい監視下に

³⁷ Ibid.

³⁸ Ibid.

³⁹ 東南アジア条約機構(SEATO)は1954年9月、この地域の共産主義化を防ぐ目的でアメリカを中心にフランス、英国、ニュージーランド、オーストラリア、フィリピン、タイ、パキスタンの8カ国で構成された。しかし、フィリピンとタイが自国内で共産主義勢力が脅威となることを恐れて同意したのに対し、インドネシアと当時のビルマは中立を理由に参加しなかった。またアメリカの目的は、ベトナムへの関与を法的にも正当化することもあった。しかし、北大西洋条約機構(NATO)と異なり、SEATOには情報入手や軍事力配備のための独立メカニズムがないなど限定的であった。西洋植民地主義の再来という非難にも直面し、ベトナム戦争後の1977年に解散した。(アメリカ国務省歴史課)

⁴⁰ Han (2018)

⁴¹ 熊田 (2001) p. 12

⁴² Ibid.

⁴³ 根本 (2019) pp. 113-114

⁴⁴ 伊藤 (2014) pp. 221-222

おかれた⁴⁵。

だが、強固で頑ななミャンマーに転機が訪れたのは、冷戦構造が崩壊する 1980 年代後半であった。ネ・ウィン体制下で世界最貧国となったミャンマーでは 1988 年に民主化を求める動きが高まり 8888 運動へと向かうが、9 月 18 日には軍事クーデターが発生し、BSPP に代わって国家法秩序回復評議会 (SLORC) が全権を掌握。そして 1990 年にはほぼ 30 年ぶりに総選挙が行われ、アウンサン・スーチー (以下、スーチー) が率いる国民民主連盟 (NLD) が大勝するが、SLORC は結果を拒否して彼女を自宅軟禁し民主化勢力を弾圧し、約 2,000 人の民主活動家も投獄したことから、多数の人が国内避難民や難民として海外に逃れた。

一方、軍事政権は少数民族武装勢力との停戦協定の締結を推進し、非政治的な国際 NGO と覚書 (MOU) を結び、限定的ながら活動を許可した。また、現地 NGO も徐々に増加し、地域住民団体 (CBO) や国際 NGO、国連機関等とのネットワークも次第に形成されていった⁴⁶。だが、この状況をさらに加速させたのは、2007 年の「サフラン革命」⁴⁷の翌 2008 年に起こったサイクロン・ナルギスによる大被害であった。13 万人もの死者を出し、240 万人が被災したとされる悲劇が国を襲ったことで、人道支援が各国から寄せられ市民社会のスペースが必然的に拡大したのである。

同年の 2008 年に軍政下で承認された憲法のもと、2011 年に「ミスター・クリーン」で評判のテイン・セインが大統領に選出されると、彼は「良い統治」と「清い政治」を強調し、「透明」で「説明責任を持つ」と就任演説で誓っただけでなく、スーチーと協力することを示唆した⁴⁸。政治経済改革の過程で多くの民主活動家が解放され、88 年以降に海外に逃れていた活動家たちも帰国した⁴⁹。また、1992 年から軍政のトップにいたタン・シュエは、この時愛弟子のミン・アウン・フライン将軍を新たな国軍トップに任命した⁵⁰。外交面でも、テイン・セイン政権下では、中米関係に様々な変化をもたらした。2008 年以降は中国との経済関係が活発化し、2009 年にはインド洋に面するチャウピュー経済特区と中国昆明までを結ぶ石油・ガスパイプ

⁴⁵ Ibid.

⁴⁶ Ibid.

⁴⁷ 「サフラン」という名称は僧衣の色から来ているが、この時の大規模な民主化要求デモは 2007 年に軍事政権下で石油と天然ガスの補助金を撤廃したことで一部商品価格が急騰したことに端を発し、「88 世代」の学生グループが平和的デモを開始し、その後国内各地の僧侶組織が「全ビルマ仏教僧連盟」(ABMA) が組織され、抗議行動が全国的に拡大した。軍政は発砲するなどして市民や学生、活動家らを逮捕し、僧院を襲撃して僧侶らも大量拘束するなどした (守屋 2010)。日本人報道カメラマンの長井健司氏も国軍兵士の発砲を受け犠牲となった。

⁴⁸ タンミンウー (2021) pp. 169-181

⁴⁹ 伊藤 (2014) pp. 226-232

⁵⁰ タンミンウー (2021) pp. 169-181

ライン計画が調印されるなど、軍政下では中国寄りの経済成長を図るも、2010年の総選挙を経て政権が立ち上がると2011年9月には軍政下で中国と合意した発電用のミッソン・ダム建設を凍結すると発表し、次いで2014年には雲南省とラカイン州を結ぶ鉄道建設計画も棚上げした⁵¹。この間、2011年末に1955年のダレス長官以来56年ぶりにクリントン国務長官が訪緬し、2012年11月にはバラク大統領も歴訪してアメリカとの関係改善も進み、中国の焦りをかった⁵²。

中国の外交的関心がスーチャーへと向う中、2015年の総選挙ではNLDが勝利して政権を樹立し、さらに民主化への動きが加速した。米中日EUを含む世界各国との外交が活発化し、多額の経済援助や民間資金が国内に流入し、CSOの動きも拡大するが、ロヒンギャ問題の深刻さと併せて2021年2月1日に軍事クーデターが発生するまでとその後の政治的混乱については、次節で言及する。

3.3 カンボジア市民社会の拡大期と権威主義化への転換点

本節のおわりに、第二次大戦後のインドシナ半島での政治的混乱を背景とし、民主化の起点となる1991年10月のパリ和平協定に至ったカンボジアの経緯とそれ以後の市民社会の形成過程について、掻い摘んで略史を述べておきたい。カンボジア内戦は、ベトナム戦争中の1970年3月に当時のシハヌーク国王が外遊中にアメリカが支持するロン・ノル将軍が無血クーデターを起し激化するが、1975年にロン・ノル政権が解放戦線によって倒されると今度は親中派のポル・ポト政権が誕生し、共産主義化が進んだ。しかし、1978年12月にベトナム軍がカンボジアに侵攻後ヘン・サムリン政権が発足すると、タイ国境を拠点にした「独立・中立・平和・協力のカンボジアのための民族統一戦線」(FUNCINPEC、シハヌーク派)、親米のクメール人民族解放戦線(KPNLF、ソン・サン派)、そしてクメール・ルーージュ(ポル・ポト派)の三派との内戦が約20年も続いた。その間、地政学的にはポル・ポト派が残虐行為で広く知られていたにもかかわらず、1982年に中国とASEAN諸国は、ポル・ポト派にソン・サン派とシハヌーク派と同盟を結ぶよう圧力をかけ、シハヌークを大統領とする民主カンブチア連合政府(CGDK)を樹立させ国連の議席を維持するという奇妙な状況を生み出した⁵³。

1991年にはベトナム軍がカンボジアから撤退し、パリ和平協定によって国連カンボジア暫定統治機構(UNTAC)が設立され、ポル・ポト派は不参加を表明したものの1993年にはカンボジア最高国民会議(SNC)の合意に基づき制憲議会選挙が実施

⁵¹ Han (2018)

⁵² Ibid.

⁵³ Sok (2009)

された⁵⁴。議会は憲法起草委員を選出し、国家は「国王が、憲法、自由な民主主義及び複数政党制の原理に基づいてその職務を行う王国」（第1条）とし、国王⁵⁵は「君臨するが統治しない」（第7条）国体とする憲法を發布した⁵⁶。憲法上、国王が国軍の最高司令官であることも記された。

総選挙は、1993年こそシハヌーク国王の次男のラナリット王子が率いる王党派フンシンペック党に人民党が破れてフン・センは第二首相に収まったものの、1997年に起こした実質上の軍事クーデターといえる「7月事変」⁵⁷でフンシンペック党やソン・サン派の仏教自由民主党（BLDP）の抑え込みに成功する。そして、以後の1998年、2003年、2008年、2013年、2018年の総選挙はすべて人民党が第一党となり、1985年に首相に就任して以来37年間の長期政権を維持している。しかし、2008年総選挙で野党のサム・ランシー党が123議席中26議席、新党の人権党が3議席を獲得して躍進し、さらに2013年にはサム・ランシー党と人権活動家のケム・ソカーが党首であった人権党が合流してカンボジア救国党を設立すると、人民党68議席（得票率48.83%）に対して救国党が55議席（44.46%）にまで迫り、情勢は転機を迎えた⁵⁸。

この選挙の正当性を示す理由として、上村（2013）はUNTAC以降の選挙では国際選挙監視団の活動が評価されてきた一方で、カンボジア人自身による選挙監視団体（EMO）の活動が草の根レベルまでネットワーク化され、40団体以上のNGOが参加したプラットフォーム形成と一体化した選挙監視体制による状況分析室の活動に着目している。つまり、それまでまとまっていなかったCSOによる監視体制が一体化されたことで政府側からの圧力を防ぐ結果となり、監視活動に国際NGOなどからの協力が得られ、救国党は選挙結果を認めていなかったものの人民党側はこの取り組みを尊重して暴力化に至らなかったとしている。だが、フン・セン政権の民主化や市民社会への圧力は、ここから徐々に増していくことになる。

内戦が長く続いたカンボジアでは、それまで国連や各国からの復興・開発援助をはじめ、国際NGOによる協力が長く支えられてきた⁵⁹。NGOの中間支援組織であるCooperation Committee for Cambodia（CCC）が2011年に行った調査では、内務省に登録したCSOが2,982団体、国際NGOが508団体であったが、2019年に

⁵⁴ 四本（1997）pp. 217-244

⁵⁵ 1994年7月に新憲法が發布するとシハヌーク国王は再即位したが、2004年10月には退位して第6夫人であったモニニヤット妃の息子のノロドム・シハモニ王子に譲位した。シハヌーク国王は2012年10月15日に北京で崩御した。

⁵⁶ Ibid.

⁵⁷ 天川（1998）pp. 237-264

⁵⁸ The Committee for Free and Fair Elections in Cambodia（2013）

⁵⁹ 秦（2014）pp. 142-151

は前者が 5,523 団体まで増加した一方で、後者は 419 団体に減少した⁶⁰。また、カンボジアに対する日本の ODA の占める割合は 2010 年まで最大であったが、2011 年以降は中国による経済的支援の占める割合が急速に伸び、影響を増していった⁶¹。

フン・セン政権の市民社会への圧力は、2018 年総選挙の前年に実施された地方選挙で人民党が敗北したことで増幅したと推察されるが、その傾向はスウェーデンが 1997~2017 年の 20 年に亘って実施した民主化と人権への自国の ODA の影響を調査した報告書⁶² からも読み取ることができる。スウェーデンの ODA は人権の確立と民主化の促進を基本に置いているが、復興期から「自由と民主主義」を憲法に謳ったカンボジアでの重点項目は、①地方分権と地方の民主化、②教育（主に初等）の向上、③市民社会支援をカンボジアの政治文脈でスウェーデンの価値をどのように実行していくかにあった。詳細は省くが、結果としてコミュニケーションレベルでのボトムアッププロセス、独立した市民社会、草の根の住民参加、教育レベルおよび政治意識が向上した反面、三権分立や法の支配と独立した司法機関の確立については貢献できなかった。特に政治面では地方において人民党の伝統的な権限が根強かったが、2013 年の国政選挙では地方票が減少し、さらに 2017 年の地方選挙でも大きく票を落として政権がパニックに陥り、その後の判決で最大野党のカンボジア救国党が解党⁶³に追い込まれ、メディアや市民社会への圧力が強まった⁶⁴ことに触れている。将来の民主化支援に重要なのは、行政機関や国家と市民社会間で相互がより良く機能できるスペースを確保し、ハイレベルの政治的不信に対処することだと報告書は指摘している。

関連して、USAID が毎年発行している The 2020 CSO Sustainability Index for Asia も、権威主義的な傾向は明白であり、「カンボジアの一党政権は 2018 年に始まった民主的衰退を続け、野党の党员、独立した報道機関、デモ参加者は定期的に脅迫、政治的動機による起訴、暴力に直面した」と報告している。さらに、アムネスティ・インターナショナル（2021）も、救国党の議員、活動家、支持者からなる被告人の容疑は人によって異なるが、謀議、重犯の扇動、軍人への不服従扇動、犯罪の企て

⁶⁰ The 2020 Civil Society Organization Sustainability Index for Asia による。

⁶¹ 2022 年現在のカンボジア開発評議会（CDC）のデータベースによれば、2019-2022 ベースの二国間援助の中国と日本の割合は拮抗しており、中国が 104 事業で 2019 年と 2020 年が約 5 億ドル、2021 年が 3 億 4 千万ドルに対し、日本は 697 事業でそれぞれ約 2 億ドル、5 億ドル、4 億ドルで推移している。

⁶² Andersen, Henny, Karl-Anders Larsson and Joakim Öjendal (2019)

⁶³ 2017 年 9 月に党首のケム・ソカーがアメリカと共謀してクーデターを扇動しているとフン・セン政権に糾弾されて起訴され、11 月には最高裁判所が救国党の解党を命じた。

⁶⁴ 1993 年に創刊した英字紙『カンボジア・デイリー』を発行する新聞社が多額の税金を課され、9 月に廃刊に追い込まれたり、アメリカの NGO である全米民主研究所（NDI）が閉鎖されたりしたほか、選挙監視 NGO が活動を縮小せざるを得なくなるなど、2018 年国民議会議員選挙を前にメディアや NGO へのプレッシャーが強まった（初鹿野, 2018）。

などで、その多くが国外亡命中の救国党の元幹部が、2019年11月にカンボジアに帰国しようとしたことに関係しており、有罪となれば最大30年の刑になると国際社会に警鐘を鳴らしている。

このように、カンボジアは冷戦下において大国の影響による残酷で悲惨な内戦を経験し、1991年以降は国連主導によって民主主義の拡大と市民社会スペースの形成が図られてきたものの、2000年代から近年にかけて選挙を重ねる中で権威主義化が強化されてきている。また、一連のフン・セン政権の動向や一党独裁体制への強化についてはタイの民主化情勢とも連動している可能性が指摘される点多々あることから、データと比較しつつ次節でさらに議論を深めることにしたい。

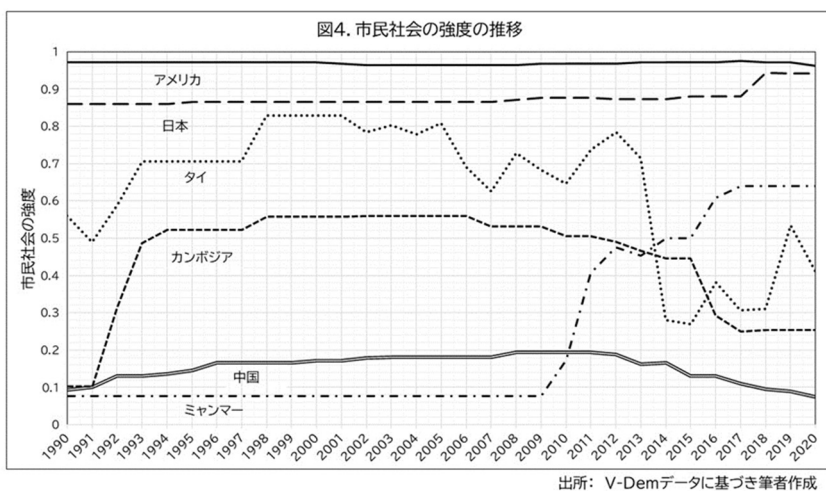
4. 民主化の制限と市民社会狭小化の要因

4.1 V-Dem 指標にみる市民社会スペースの推移と政治変動

本節では、V-Dem Institute が独自の指標によって作成したデータ（1990–2020年）⁶⁵をもとに、筆者が作成した図4の市民社会の強度の推移と図5~7の市民社会スペースと政治的自由度の変化を示す。そして、前節において述べた各国の政治変動と民主化の後退、そして市民社会の狭小化がどのように変化し、若者や市民の行動に関して3カ国での連動性や共通点があるのかについても検討してみることにしたい。

図4は1990年から2020年までの3カ国の市民社会の強度をグラフ化したものである。参考までに、アメリカ、中国、日本の推移についても表示した。測定期間を1990年以降にした理由は、タイでは1991年に軍事クーデターが起こり、翌年に5月事件が発生して1997年の民主的憲法発布へと進んだことと、ミャンマーでは1988年の民主化運動が起こり弾圧された経緯が起点となること、またカンボジアでは1991年のパリ和平協定でUNTACの監視下で1993年に総選挙が実施され、憲法が発布されたことが主因である。だが、残念ながら、2021年2月1日にミャンマーで起きた軍事クーデター後の指標は含まれていない。

⁶⁵ V-Dem が Web 上で提供しているデータベースで、ここでの市民社会の領域は、私的領域と国家の間の公共空間にあり、ここでは労働組合、市民活動または政治活動に従事している宗教団体、社会運動、職能団体、慈善団体、およびその他の非政府組織（NGO）などを市民社会組織（CSO）として含めている。また集計された指標は CSO の開始と終了（v2cseeorgs）、CSO の抑制（v2csreprss）、および CSO 参加型環境（v2csptrcpt）の指標の Bayesian factor analysis model から推定値（0 から 1 までの小数点以下 3 桁）が算出されている。つまり、指標が 1 に近いほど国家からの自主性を CSO が享受し、市民が自由かつ積極的に政治的および市民的目標を追求できることになる。図4は、市民社会の中核的指標（Core Civil Society Index）の中値を使用した。図5~7も、5つの指標について推定値（0 から 1 までの小数点以下 3 桁）をもとにレーダーチャートに示した。



米中日においては、アメリカと日本がほぼ高い市民社会の強度で過去 30 年間推移しているのに対し、中国は 2012 年に習近平が共産党の中央委員会総書記と軍の統帥権を握る中央軍事委員会主席に選出され、翌 2013 年に国家主席・国家中央軍事委員会主席に就任して権限を掌握したところから下向していることが窺える。2010 年以降でみれば、米日と、その中国に挟まれているのが 3 カ国である。それぞれの市民社会の強度の推移と実証事例を以下に整理し、市民社会スペースと政治的自由度の変化と併せて考証する。

4.1.1 「不敬罪」の適用と政党解党によるタイの権威主義強化

図 4 で第一に明白なのは、タイの市民社会の強度に関する変動が極めて激しいことである。政治変動と比較してみると、1991 年の軍事クーデターによって落ち込んだ数値は、アナン暫定政権を経て民主党のチュアン第一次政権（1992-1995）の間に強度が回復して横ばいになるが、1997 年憲法が發布され、経済的にはバツ危機などがあったものの市民参加が加速化されたことでタクシン政権が発足する 2001 年まで最も高い数値で推移した。その後はやや上下変動を繰り返すが PAD の反タクシン政権デモの拡大を背景に生じた 2006 年の軍事クーデターで落ち込み、2007 年の総選挙を経て翌 2008 年のサムック政権でやや回復。今度は UDD のアピシット政権反対デモと 2011 年に行われた総選挙で生まれたインラック政権で反復を繰り返し、2014 年の軍事クーデターで激しく落ち込む結果となっている。結果的には民主政治の根幹をなす総選挙が 2011 年 7 月から 2019 年 2 月まで封印され、2017 年に軍政

下で発布された憲法下で 2019 年に総選挙が実施されるが、市民社会の強度は低く推移している。

図5. タイ市民社会のスペースと政治的自由度の変化

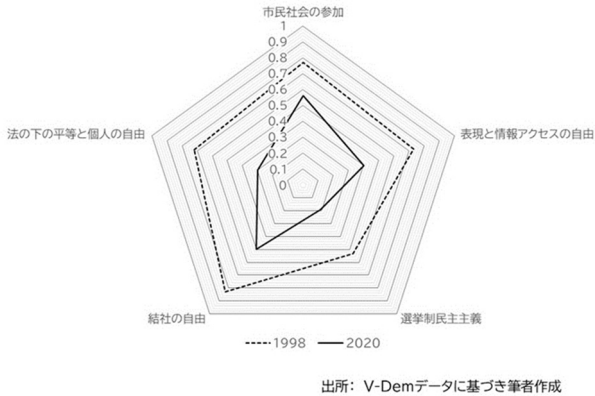


図5はタイで最も市民社会スペースが広がった1998年と2020年現在の「市民社会の参加」「表現と情報アクセスの自由」「選挙制民主主義」「結社の自由」「法の下での平等と個人の自由」の指標をV-Demのデータに基づき比較したレーダーチャートである。1998年は3カ国中最も市民社会スペースが広いタイの中でも民主化が進んで最大にまで拡大した状況がみられたが、2014年の軍事クーデター以降に落ち込み、中でも「法の下での平等と個人の自由」と「選挙制民主主義」の範囲が極めて狭小化している点が窺える。「表現と情報アクセスの自由」とも関連性があるが、具体的には刑法112条の「不敬罪」⁶⁶と116条の治安維持法、そしてコンピューター関連法を使った取り締まりが強化されてきたことである⁶⁷。また、「選挙制民主主義」に関しては、改正が極めて困難な2017年憲法⁶⁸によって選挙制度や上院議員の選出方法などが大幅に変更された点もあるが、紙面の都合上、代表例として2019年の総選挙で若者の強い支持を集めて大躍進した「新未来党」が解党に追い込まれたことを記しておく⁶⁹。憲法裁判所は、解党理由を党の設立時にタナトーン・ジュンルン

⁶⁶ タイでは「不敬罪」の廃止や改正、厳罰化に関する議論が度々行われてきたが、現行では1976年に改正された(112条の国王、王妃、王位継承者または摂政を対象、禁固刑3年~15年)が適用されていると推測される。

⁶⁷ 秦(2017)

⁶⁸ 外山(2020a)

⁶⁹ タナトーンは自動車車体製造大手、タイサミット・グループを所有する家族の息子で、学生時代から社会運動などに関わってきた。新未来党は「民主主義の回復」と「反軍」を掲げ、500議席中約80議席を獲得して第三党に躍進。選挙後の議会では政府が提出した緊急勅令(国軍部隊の一部を国王の部隊に移すという内容)に対して唯一反対票を投じたり、徴兵制撤廃や

アンキット党首が融資した金額が政党法に違反すると説明し、タナトーンを含む党幹部 16 人に 10 年間の政治活動禁止を命じ、国政などから排除した⁷⁰。これまでも、憲法裁判所によってタックシンが設立した「タイ愛国党」が 2007 年に、またそれを引き継いだ「国民の力党」にも 2008 年に解党命令が出されたり、2019 年には選挙直前にウボンラット王女を党首に擁立しようとしたタックシン派の「国家維持党」にも解党命令が下されたりした。したがって、権威主義化の常套手段とも解釈されるが、2019 年以降はタックシン世代から次のタナトーン世代へと対立軸が移っている点が興味深い。

4.1.2 性急な民主化がもたらしたミャンマーの功罪

図 4 で第二にいえるのは、2009 年以降のミャンマー市民社会の急激な拡大である。前節でも述べたが、1962 年の軍事クーデターから 1988 年までネ・ウィンによる独裁体制が継続された。図 4 は、その体制がタン・シュエに引き継がれ、軍政下で練られた「民主化ロードマップ」⁷¹に基づいて 2008 年憲法を制定し、2010 年 11 月に NLD がボイコットする中で総選挙が実施されて軍系の連邦団結発展党 (USBP) が圧勝して 2011 年にテイン・セイン政権へと「民政移管」されるが、その政治動向を如実に表している。ミャンマー市民社会の強度は、テイン・セイン政権に移行する段階の政治・経済・社会改革で大きく増加し、2015 年の総選挙で NLD が圧勝してスーチーが「国家顧問」に就任する段階でもう一段上昇しているが、その後の伸びは止まっている。

図 6 は、ネ・ウィン体制の末期にあり、民主化運動が弾圧されて軍事クーデターが起こった 1988 年とスーチー政権下にあった 2020 年の 5 つの指標を V-Dem のデータに基づき比較したレーダーチャートである。1988 年におけるすべての指標がいかに低かったかが明白であり、「市民社会の参加」と「表現と情報アクセスの自由」については 1998 年のタイとほぼ同レベルの政治的自由度が窺える。2008 年のサイクロン・ナルギス災害以降、海外の NGO にも寛容な受け入れを取り始めたことは先述したが、言論の自由によって半世紀続いた新聞検閲が廃止されたり亡命メディアが帰国してヤンゴンに拠点を開いたりしたほか、ウェブサイトや SNS の接続禁止が

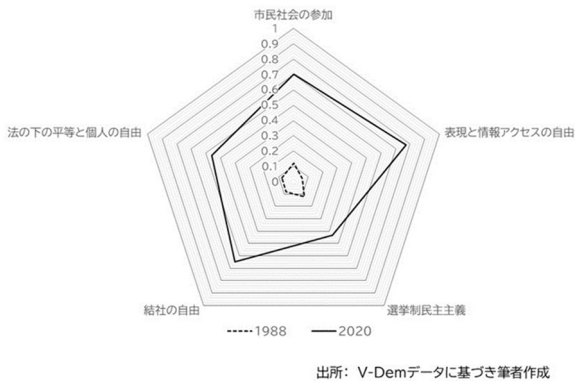
軍事費の削減などを訴えたりした (重富, 2020) (日経新聞, 2020)。党はその後、議席を減らすものの「前進党」に引き継がれた。

⁷⁰ 日経新聞 (2020 年 2 月 21 日)

⁷¹ 2003 年に軍政下で発表された「民主化ロードマップ」は、①1996 年以降停止している制憲議会の再開、②民主的制度構築ために必要なタスクの段階的实施、③新憲法の起草、④国民投票による新憲法の承認、⑤新憲法に基づく自由で公正な選挙の実施、⑥国会の召集⑦国家指導者の選出と新しい民主国家の樹立、の 7 段階で構成された (中西, 2014) (深沢, 2022)。

次々に解除された⁷²。2008年憲法によって議員数の25%（110議席）は自動的に軍に割り当てられる⁷³が、2015年の総選挙ではNLDが圧勝して440議席中250議席を獲得し、NLDがボイコットした2010年の総選挙では258議席を獲得していたUSDPが僅か30議席と大敗した。しかし、一見すると急速に民主化が進み「選挙制民主主義」も順調に進展しているかに映るが、もう一方でこのデータには表れない宗教対立が深刻化していたことにも触れておく必要がある。ミャンマーでは9割弱が上座部仏教を信仰し、他に数%ずつキリスト教徒、イスラーム、ヒンドゥーなどが生活しているが、特に仏教徒とイスラームとのコミュニティレベルでの紛争が2012年以降、表面化してきたのである。

図6. ミャンマー市民社会のスペースと政治的自由度の変化



なぜ民主化が進むと暴力化が進むのかについて、中西（2020）は民主主義の根幹が人々の統治にあるとした上で、主に2つの問題を指摘している。一つは、民主主義の原則が中立性を失い多数決主義に陥りやすく「人々」が民族と同義語で定義され、少数民族の排除（民族浄化）に走る可能性があること、もう一つはこれに加えて国家の統治能力が弱い場合、人々に公共財などを公平に分配できず、権力の争奪戦が激化し、民族同胞の連帯が強化されて過激化していくことである。ミャンマーでは反イスラーム感情によって、仏教ナショナリズムが強化され、969運動やマバ

⁷² 深沢（2022）pp. 46-55

⁷³ 2008年憲法では連邦議会は2院制で、人口比に基づく人民院（the Pyithu Hluttaw、議員数440）と管区・州を代表する民族院（the Amyotha Hluttaw、議員数224）の2院から構成され、それぞれ25%にあたる110議席と56議席が軍に割り当てられている。憲法改正には連邦議会の議員総数の75%超の賛成を必要とするが、軍人議員が議席の25%を占めていることから、国軍内部の対立が表面化しない限り、憲法の規定に従った憲法改正は、国軍の意向に反する形で行われることが事実上不可能となる。（遠藤, 2009）

タ (MaBaTha) という仏教系団体が設立され、「民族・宗教保護のための4法」⁷⁴ を突き付けるなど、ラカイン州のロヒンギャ問題にも強い影響を与えた。2016年のNLD政権以降、スーチー国家顧問は国際的な圧力も強まる中でこの問題への対応に追われ、国軍によるジェノサイド疑惑が高まり2019年には国際司法裁判所 (ICJ) の法廷に立って条約違反を否定した⁷⁵。

ロヒンギャ問題は歴史も長く、1982年に国籍法に係る複雑な要素なども相まって非常に解決が難しい問題の一つであるが、この難問を抱えながらもNLDは2020年11月の総選挙で3度目の大勝を勝ち取り、前を上回る258議席を獲得した。だが、国軍側は総選挙に不正があったとして選挙管理委員会や連邦議会議長に何度も抗議を繰り返した⁷⁶。そして、連邦議会の招集日だった2月1日、国軍はスーチー国家顧問、ウィンミン大統領、連邦政府閣僚、地方政府首長など100人以上を拘束し、憲法に基づいて非常事態宣言を発出し、ミン・アウン・フライン国軍最高司令官に行政・立法・司法の権限を委譲すると一方的に発表した⁷⁷。実質上のクーデター強行であった。

4.1.3 民主主義の抑圧と権力の集中化が進むカンボジア

第三に、カンボジアについてあるが、図4からは1991年のパリ和平協定から1993年のUNTAC下における総選挙実施までの間に、急速に市民社会のスペースが拡大し強化されたことが窺える。しかし、第2回目の総選挙が行われた1998年までは緩やかな増加がみられるものの、第1回目の上院議員選挙があった2006年までの8年間は横ばいで推移し、それ以降は減少傾向にある。他の2カ国と比較すると、カンボジアについてはこの間フン・セン政権が長期化していて政権交代が一度もないが、2015年に野党のカンボジア救国党党首のサム・ランシーに名誉棄損で逮捕状が発出され、その後サム・ランシーの辞任に伴い救国党党首に就いたケム・ソカーも

⁷⁴ 国内外の人権団体や他宗教者が猛反対する中、マバタが推進した①「人口増加率抑制に関する健康保護法」②「宗教の改宗に関する法」③「ミャンマー仏教徒女性の婚姻に関する特別法」④「一夫一婦婚姻制履行に関する法」の4法が2015年5月から8月にかけて連邦議会で成立した (中西 2021a, pp. 121-131) (平木 2016, pp. 77-79)。

⁷⁵ ロヒンギャの殺戮は2016年10月に国境警察の駐在施設で起こった襲撃事件からエスカレートし、2017年8月に再び襲撃事件が起きて国軍と警察による掃討作戦が激しさを増していった。ガンビアがミャンマー政府をICJに提訴したことで、法廷が開かれた。

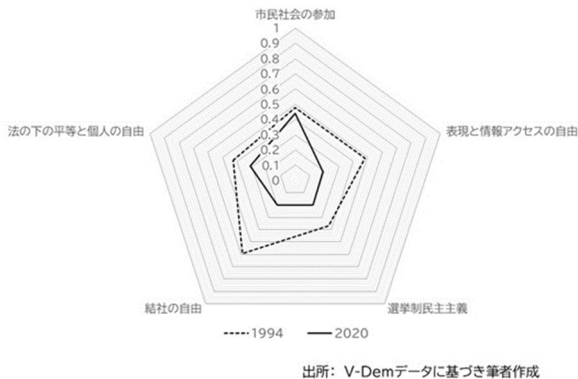
⁷⁶ 選挙不正の訴えからクーデターの決行に至った原因として、スーチー政権下でNLDが実施した内務省総務局の管轄を大統領府に移管し軍の統治機能を剥奪した点、国軍が持つ宝石ビジネスの利権の法的透明化を図った点、憲法改正を掲げ、国軍の権限を弱めて文民統治を急ごうとした点が思料される (深沢 2022, pp. 257-263, pp. 268-277)。

⁷⁷ 憲法では、連邦の分裂、国民の結束の崩壊、主権の喪失が発生する危険性を有する非常事態の際に、国軍最高司令官及び国防治安評議会 (含大統領) に対して、大統領を上回る権限が付与されている (遠藤, 2009)。よって、この権限に則って最高司令官は非常事態令を宣言した (深沢 (2022, pp. 264-265)。

国家反逆罪で2017年に逮捕されて救国党が解党された時点で急速に市民社会も弱体化している。この時期は、2017年の地方選挙と2018年の国会議員選挙とも重なっている。

図7は、カンボジアが民主化する起点となった1993年を踏まえて新国家が実際に稼働し始めた1994年と最新の2020年現在のV-Demデータをレーダーチャートに示したものである。カンボジアの状況もタイと同様に政治的自由度は狭まっており、特に「結社の自由」と「表現と情報アクセスの自由」の指標の落ち込みが顕著に表れている。まず理由に挙げられるのが、2015年に発行された「NGO法」と「労働組合法」である。これにより、特に人権問題に関わるNGOの取り締まりが強化され、2016年には人権保護と選挙監視に取り組むNGOコンソーシアムが標的となった。一例として2017年8月、外務省はアメリカが資金提供するNational Democratic Institute (NDI) を閉鎖し、税法を引用して外国人スタッフの追放を命じた⁷⁸。また政府は、土地の権利グループであるEquitable Denmarkの活動を恣意的に停止するなどした⁷⁹。関連して、2018年2月には「不敬罪」が国会で可決され、違反すれば1～5年の懲役と500～2,500米ドルの刑罰が課せられることになった⁸⁰。だが、権威

図7. カンボジア市民社会のスペースと政治的自由度の変化



主義化を最も決定的にしたのは、野党議員がボイコットした2017年7月の国会において、「政党法」を改正して人民党下にあった内務省と最高裁判所の権限を強化し、「国家転覆罪」や「複数政党制による自由民主主義」を破壊する活動だと政府が判断

⁷⁸ Human Rights Watch (2018)

⁷⁹ Ibid.

⁸⁰ 世界の各報道機関がこのニュースを取り上げ、タイのケースと類似する点を指摘した。

した場合、政党を無期限停止にでき、政治指導者を5年間活動停止にできる権限を与えたことである⁸¹。つまり、この法改正で政敵サム・ランシーを再起不能にして野党を解党へと追い込める布石を打ち、人民党が2018年の選挙で国民議会の125議席の全議席を独占したと考えられる。では、なぜそこまでフン・センの権限は強固なのだろうか。

フン・センは、ヘン・サムリンが国家元首だった新ベトナム政権下で1985年1月に32歳という世界で最も若い首相に選出されたが、「実は、与党カンボジア人民党の現指導部である第5期中央委員会は、1985年10月の第5回全国代表大会で選出されて以降、一度も改選されていない。つまり、フン・センを中心とする少数の支配者集団が、35年も結束を保ったまま長期支配を続けているのである。」⁸² 人民党自身は元々1979年にマルクス・レーニン主義を掲げてカンブチア共産党として設立された経緯があり、その後パリ協定が結ばれた1991年10月に開かれた臨時党大会で改名し、その主義を放棄した。2020年現在、党中央委員数は865人いるが、そのうち36人の常任委員に権力が集中している⁸³。

また、フン・センの政治的権力は近親者を通じて広くビジネス界にも及んでおり、Global Witnessが2016年に発行した報告書は、国際的に著名な多数の企業のカンボジア国内での事業や、収益性の高い鉱業、ギャンブル、不動産などに深く関与して多額の資産を築いているものの、汚職があったとしても摘発には及ばないと思料している。山田(2021)は、複数の党中央常任委員とフン・センの子らとの婚姻関係が多数結ばれている点や2018年の人民党臨時大会決議で「カンボジア人民党の核心であるフン・セン殿下」と表現された点に触れ、米英で軍事訓練や経済博士号を受けた長男のフン・マナエトと次男のフン・マヌットを党と国軍の主要ポストに加えたり、三男のフン・マニーを議会と市民社会に戦略的に配置したりして「太子党」化に布石を打っていると説明している。後継者づくりのための、一族での地盤固めが着々と進んでいることが窺える。

4.2 3カ国で類似する若者や市民の抵抗と強権者の政治行動

3カ国の歴史や政治状況は異なり、また政治体制が異なることから一様に比較することは容易ではないが、強権者による権威主義化が近年(ミャンマーでは2021年2月の軍事クーデター以降急速に)進んできたことは明白である。ここではそれに対する若者を中心とした市民側の抵抗運動と、3カ国で類似する権力者側の政治行動について整理したい。

⁸¹ Peou (2018)

⁸² 山田 (2020)

⁸³ Ibid.

まず、タイでは2020年7月から頻繁に大学生や高校生を中心とした映画「ハンガー・ゲーム」の抵抗サインである3本指を突き上げた反政府デモが全国で拡大したが、その要求がこれまでタブーとされてきた「王室改革」にまで及んだことがある。若者たちの当初の要求は、軍事クーデターにより憲法が新たに起草され総選挙が行われたものの、プラユット政権は抑圧的かつ非民主的であり、腐敗しているとの理由で、①政府による脅迫の禁止、②憲法改正、③国会解散の3項目のみであった。しかし、8月3日に民主化グループの学生が主催したハリーポッターをテーマにしたデモで、学生らは王室権限の拡大に関わる法律の廃止と改正、不敬罪法の改正、人権侵害の停止などを要求し、メインスピーカーであった人権派弁護士のアノン・ナムパーは公然と王室を批判した⁸⁴。そして、それを受けて8月10日にタマサート大学で開かれたデモのステージで、タイ学生連盟のパヌッサヤー・シティジャヤワタナクンが10項目の王室改革を読み上げた。10項目の要約は、①国王に対して訴訟を起こせないと定める2017年憲法第6条の廃止と、国会が国王の不正行為を検証できる1932年憲法の条項の追加、②不敬罪法の廃止と表現の自由の確保、及び不敬罪犯への恩赦、③財務省が管理していた国王の財産を国王の私有財産に変更した2018年王室財産法の廃止、④国家予算で国王に配分される予算を経済状況に合わせ削減すること、⑤枢密院等、宮中内の公的機関の廃止と王室警備隊の再配置、⑥王室資産の監査を可能とするための王室慈善事業に対する寄付の廃止、⑦公共の場で王室が政治的見解を表明する特権の廃止、⑧王室を過度に賛美する広報や教育の廃止、⑨君主制を批判し、またそれに関連して殺害された者に関する真相究明、⑩国王によるクーデター承認の禁止、である⁸⁵。

これ以降、SNSを利用した学生主体のデモは様々な形態で行われ、一部が先鋭化したのに加え、王室改革10項目に賛同しない民主化グループのデモ⁸⁶も含めて断続的に続く。だが、2021年11月10日、憲法裁判所は前年8月に発表された10項目に係るアノン、パヌボン・ジャノック、パヌッサヤー3氏の一連の言論が立憲君主制の転覆を企てるものだとして認定し、憲法49条に違反すると発表した⁸⁷。地元メディアは、この学生デモ以降、不敬罪や君主制に対する名誉棄損で140人以上が起訴されているとし、関連して首相府副大臣らを中心に人権NGOのAmnesty International Thailandが民主化を支持しているとして活動停止処分にするよう糾弾していると報

⁸⁴ Prachatai (2020a), 外山 (2020b)

⁸⁵ Prachatai (2020b)

⁸⁶ 2021年8月には、赤シャツ派UDDのリーダーなどがコロナ下で車によるデモなどを実施したほか、2021年9月には人権NGOや国際的なNGOネットワークなど13のCSOがタイ政府に公開書簡を発表し、抗議を抑制せず、人々がCOVID-19パンデミック下で平和的な集会と表現の自由の権利を行使するための安全で有効な環境を作るよう要求した。

⁸⁷ Bangkok Post (2021)

じた⁸⁸。

こうしたタイの若者たちの民主化推進デモは、隣国ミャンマーの若者たちへも大きな影響を与えている。2021年2月の軍事クーデター直後には多くの若者たちがタイと同様に「3本指」を掲げて街頭に出て大規模な反国軍デモを繰り広げ、SNSを駆使して市民的不服従運動（CDM）⁸⁹が始まった。一方、クーデターを指揮したミャンマー国軍のミン・アウン・フラインはタイ国軍と密接な関係にあり、2011年以来少なくとも11回はタイを訪問していると地元メディアは報道している⁹⁰。その間、枢密院議長であったタイのプレームとは「養父と養子」⁹¹として親密度を深めたり、2013年と2018年に王冠勲章と白象勲章を受章したりしたとされる⁹²。また、ミン・アウン・フラインは2014年5月にタイでクーデターが起こった2か月後にプラユットと面会しているが、チェンバース（2021）らによれば両国の政治体制は異なるものの国軍が政治的に強く関与し、軍政下で起草された両国の憲法の内容に関して、特にタイが2017年憲法下で総選挙を実施し、プラユット政権が発足した経緯を「モデルケース」にしてミャンマーでもクーデターを決行したのではないかと推測している⁹³。タイとミャンマーとは歴史的には敵対する時代もあったが、冷戦期から少数民族武装勢力に関する政治的取引や難民問題、近年ではタイ国内で最も多い移民労働者の問題⁹⁴など、様々な面で綿密な交渉を行ってきた。その間、国軍同士の関係はより緊密になり、ミャンマーが国際社会から非難を受ける中で軍事クーデター後の2021年3月27日にネピドーで開催された国軍記念日式典に参加したのはタイをはじめ、ロシア、中国、インド、バングラデシュ、ラオス、パキスタン、ベトナムの8カ国のみであった。

何より懸念されるのは、ミャンマー国軍の武力弾圧が極めて暴力的なものであり、一方の市民側も犠牲者が増えるにしたがい非暴力で対応することが困難となり、一部の若者たちが武力闘争へと進んだことである。人権 NGO の「政治犯支援協会（AAPP）」の発表では、2022年3月21日現在で死者1,695名、逮捕者12,853名に

⁸⁸ The Diplomat (2022)

⁸⁹ ミャンマーでは、これまでマハトマ・ガンディなどが実践した非暴力による不服従運動が度々用いられてきた。中でも、1993年にジーン・シャープが「新時代ジャーナル (Khit Pyain)」の編集長であったウー・ティン・マウン・ウインの要請をうけてタイ・バンコクで英語とビルマ語で連載し、後に出版された「From Dictatorship to Democracy」はミャンマー国内に大きな影響を与えた(シャープ, 2012)。書には非暴力行動198の方法なども記されているが、SLORC軍事政権下では禁書に指定し、所持してただけで刑を科した。

⁹⁰ The Irrawady (2019)

⁹¹ タイやミャンマーでは、尊敬する目上の人に親代わりになってもらう慣習がある。

⁹² The Irrawady (2019)

⁹³ The Straits Times (2014), 深沢 (2022) pp. 279-281

⁹⁴ 秦 (2019) pp. 13-44

上っている⁹⁵。クーデター直後には、2020年11月の選挙で勝利したNLDの議員が中心になって連邦議会代表委員会（CRPH）を結成し、4月16日には国民統一政府（NUG）として樹立させた。また、若者たちを組織化し、少数民族武装勢力とも連携して闘っていくため5月には人民防衛軍（PDF）を組織し、「自衛のための闘い」を宣言した⁹⁶。2021年10月、ミャンマー担当国連事務総長特使は、武力衝突が全土に拡大していることを懸念し、2022年1月にはタイのプラユット首相と会談してタイ側への避難民の支援とASEANが示した5項目合意⁹⁷についてミャンマー国軍がコミットするよう働きかけることを要求した⁹⁸。また特使は、コロナ禍にありながら特に若者たちが命がけで抵抗運動を続けていることは、ミャンマー周辺地域にも影響を与えるだろうと懸念を示している⁹⁹。

翻って、カンボジアの若者たちの政治的関心はどこに向いているのであろうか。近年、カンボジアで大規模な民主化運動は起きていないが、フン・セン政権が2013年の総選挙から野党を排除して行われた2018年の総選挙にかけて、若者によるFacebookなどソーシャルメディアでの政治発信に対する締め付けを強めている¹⁰⁰。また、世界の市民活動と市民社会の強化を目的とするグローバルアライアンスのCIVICUSも、国連人権理事会やEU、国際人権団体などからの多数の忠告にも関わらず、2018年の総選挙後も野党支持者やジャーナリスト、人権活動家、環境活動家や音楽家など、民主化を求める人々のオンラインスペースを制限したり、若者たちを逮捕したりするなど弾圧が継続していると警鐘を鳴らしている¹⁰¹。

2020年にドイツのKonrad Adenauer財団が実施した意識調査¹⁰²によると、カンボジアの人々のメディア消費はソーシャルメディア（Facebook, YouTube）がテレビを上回って最も高く、全体で79%（18-24歳は93%）であった。また、若者の政治的関心は高く、55-64歳が38%だったのに対して53%であった。この他、カンボジアの外交、貿易、経済・インフラに関するベストパートナー国は中国が最も高く、

⁹⁵ AAPP (2022)

⁹⁶ 中西 (2021b)

⁹⁷ 5項目合意は、2021年4月にジャカルタで開催されたASEAN首脳会議で、議長声明として発表された。内容は、①ミャンマーにおける暴力行為を即時停止し、全ての関係者が最大限の自制を行う、②平和的解決策を模索するための関係者間での建設的な対話を行う、③ASEAN議長の特使が対話プロセスの仲介を行い、ASEAN事務総長がそれを補佐する。ASEANはASEAN防災人道支援調整センター(AHA)を通して人道的支援を行う、⑤特使と代表団はミャンマーを訪問し、全ての関係者と面談を行う、となっている(ASEAN, 2021)。

⁹⁸ Reuters (2022)

⁹⁹ UN (2022)

¹⁰⁰ 新谷 (2020)

¹⁰¹ CIVICUS (2022)

¹⁰² Konrad Adenauer Stiftung (2021)

次いでアメリカ、日本、貿易についてはタイやベトナムが挙げられた¹⁰³。相対的に若者の方が中高年層よりも近年の経済成長や生活に満足している点も指摘されているが、ヒューマンライツ・ウォッチ（2020）は、フン・セン首相と人民党が、陸軍、憲兵隊、警察の高官などによる盤石な後ろ盾をもとに、2018年以降は50人以上の政治犯と数十人の活動家を訴追し、権威主義的な体制が一層進んでいると報告している¹⁰⁴。

近隣との外交関係に言及すると、タイとはタックシンやインラック政権時には経済政策の観点から良好であった¹⁰⁵ものの、アビシット政権下ではタイとの国境上にあるブレア・ビヒア寺院の領有権を巡って緊張が高まり、2014年のプラユット軍政以降も不即不離の状態を維持してきた。ミャンマーに関しては、カンボジアが2022年にASEANの議長国となったことでフン・セン首相が年明け早々1月7、8日にネピドーを訪問してミン・アウン・フライン国軍司令官と面談し、波紋を呼んだ。民主化を支持する多くの若者や市民が街頭デモを行ったほか、ASEAN加盟国間で足並みの乱れる結果を招いた。

プラユット、ミン・アウン・フライン、フン・センというそれぞれの国の強権者に共通することは、いずれもが国軍をはじめ治安部隊や警察の権限を掌握し、権力者側に有利な憲法を制定することで司法を操り、刑法等の制定や改正によって恣意的な解釈のもとに政敵であるタックシン、タナトーン、スーチー、サム・ランシーなどを政界から追放し、同時に市民社会の狭小化を強引に推進してきたことである。その抑圧は、王室改革や武力による抵抗など一線を越えての行動で訴えかける若者や市民へと向けられており、民主化を求める人々にとっては極めて苛酷な状況にあるといえるだろう。

5. まとめと今後の展望

世界で個人独裁による権威主義の強化が際立ち、民主主義後退の傾向が顕著な中で、近い将来、アジアにおいてシュンペーターやダールという民主主義が形成される日はやって来るのだろうか。本論では、戦後の権威主義と民主主義を議論しつつ、米中の東南アジアへの影響について概観した。その上で、冷戦期をそれぞれの国内

¹⁰³ 第2節で取り上げたISEASの意識調査対象者が知識層であったのに対し、この調査は一般市民1,015人を対象にしていることから、中米の影響に関する受け止め方の違いがみられる。

¹⁰⁴ Human rights Watch (2020)

¹⁰⁵ 2008年以降、亡命生活に入ったタックシンは、2009年11月から2010年8月までシハモニ国王の承認によりフン・セン首相の私設顧問を務めた。また2019年1月、South China Morning Postは、2017年にインラックがタイから極秘に出国する際、カンボジア政府の支援を受けた形跡があると報じた。

情勢に配慮しながら大国の政治的影響と折り合いをつけてきたタイ、ミャンマー、カンボジアに着目し、1990年代以降急速に押し寄せる民主化の波をどのように権力者側が受け止め、政治的に立ち回ってきたのかを市民社会の観点から検討してきた。その結果、本論では EU や日本、インド、ASEAN 等との関係や経済的影響については加味しておらず限定的な解析であることは否めないが、既存の民主主義に関するデータと事象に基づく試論的考察で明らかになったことは、政治的自由度の制限と市民社会の狭小化の実態であり、未だ民主化が唯一の帰結とはいえないという現実である。

国王を国家元首とするタイは、冷戦下において国軍を中心に親米の「タイ式民主主義」を進め、国内から共産主義を排除するのと併行してインドシナ三国やミャンマーからの難民を受け入れ、市民社会を形成しつつ少数民族武装勢力との関係も維持してきた。ミャンマーは、戦後独立をしたものの冷戦下で米中の影響をもろに受け、中国共産党と少数民族武装勢力との難題を抱える中で国軍と政党が一体となり、独自路線を貫き民主主義を徹底的に抑え込んだ。そしてカンボジアは、冷戦下で内戦へと陥り、国連監視下において立憲君主制を復活させ、国際 NGO などの対外援助に頼りながら欧米式の「自由で民主主義な国家」の形成過程を受け入れた。

だが、三者三様の立ち位置にあったこれらの国々は、2000年代に入って間もなく民主化を求める市民や若者たちと対峙し、武力と法的手段を用いて人権と民主主義をないがしろにし、市民社会への圧力を強めていった。タイは2006年まで民主化を推進させてきたが、王党派と国軍によってタクシン派を敵視し、権威主義体制を強化した。2014年の軍事クーデター以降もプラユット政権は野党を解党させ、「不敬罪」などを適用して若者たちの言論の自由を奪った。ミャンマーは、2011年に国軍自ら民主化へと舵を切ったもののスーチー党首を中心とするNLDによる性急な動きに危機感を募らせ、ロヒンギャ問題などが山積する中ミン・アウン・フラインが軍事クーデターを強行した。一方、カンボジアは2010年代以降、中国からの多額の経済援助を背後にフン・センは政敵サム・ランシーとケム・ソカーを追放し、救国党を解党させて独裁化を進めた。「不敬罪」の導入や「NGO法」の成立など、市民社会の抑え込みも進めている。

権威主義体制の生存戦略について、フランツ (2021) は「抑圧」と「抱き込み」の活用を挙げている¹⁰⁶。程度にもよるが、民主主義体制の場合は「抑圧」をすれば政権が崩壊しやすいのに対し、権威主義体制の場合は「抑圧」しても政権が罪に問われない。また、潜在的な挑戦者には、財やサービス、既得権などを与えることで妨害がなくなり、存続への強い動機ともなる。したがって、敵対したり反対したり

¹⁰⁶ フランツ (2021) pp. 129-148

する組織や個人には武力や法的措置で徹底的に「抑圧」を加え、一方で政治的支持に見返りを求める側にはあらゆる手段を使って「抱き込み」を図り、生存を維持するのである。むしろ、崩壊も否定できない。フランツは、冷戦後に権威主義が崩壊した事例として7つの方法をあげ、確率の高い順に選挙、民衆蜂起、反乱、クーデター、支配集団の構成ルールの変更、大国による押しつけ、国家の解体だと述べる¹⁰⁷。唯一、「自由で公正な」とまではいい切れないが、「選挙」の実施という観点からは最低限の共通認識として3国内で定着しつつあるとみられるものの、これら7つの方法がどのように作用するのかは未知数である。今後のこの地域における大国やASEAN、そして日本の影響とともに、若者や市民社会の動向について、さらに研究が深められる必要があるだろう。

参考文献

- 天川直子 (1998) 「1993 体制の終わりの始まり：1997 年のカンボジア」 アジア動向年報、日本貿易振興会、アジア経済研究所、 pp. 237-264
- 伊藤路子 (2014) 「ミャンマーの市民社会と NGO」 『アジアの市民社会と NGO』 秦辰也編著、晃洋書房、 pp. 218-232
- 稲田十一 (2017) 『社会調査からみる途上国開発』 明石書店
- 上村未来 (2013) 「二〇一三年カンボジア総選挙における市民社会の戦術転換」 アジ研ワールドトレンド、アジア経済研究所、 pp. 12-15
- S.M.リブセット (1963) 『政治のなかの人間：ポリティカル・マン』 内山秀夫訳、現代社会科学叢書
- エリカ・フランツ (2021) 『権威主義—独裁政治の歴史と変貌』 上谷直克＋今井宏平＋中井遼訳、白水社
- 遠藤聡 (2009) 「ミャンマー新憲法—国軍の政治的関与」 『外国の立法 241』 国立国会図書館調査及び立法考査局、 pp. 171-197
- 岡村志嘉子 (2016) 「中国の国家情報法」 『【中国】海外 NGO 国内活動管理法の制定』 外国の立法 (2017.8) 国立国会図書館調査及び立法考査局
- 加藤朗 (2020) 「Chapter 2 民主主義の脆弱性と権威主義の強靱性—領域統治の観点から—」 日本比較政治学会編 『民主主義の脆弱性と権威主義の強靱性』 日本比較政治学会年報第 22 号、ミネルヴァ書房、 pp. 31-62
- 柯隆 (2021) 『「ネオ・チャイナリスク」研究』 慶應義塾大学出版会

¹⁰⁷ Ibid. pp. 149-154

- 工藤年博 (2021) 「ミャンマー・クーデターが突きつける日本の政府開発援助 (ODA) の課題」『IDE スクエア』世界を見る目 アジア経済研究所
- 熊田徹 (2016) 『「アウンサンスーチー政権」の実績と展望：ミャンマー政治のパラドックス』一般社団法人霞関會、<https://www.kasumigasekikai.or.jp/16-11-04-1/>
- (2003) 「1962年ミャンマー軍事クーデターの背景要因としての外部介入—米国国務省外交記録を中心として見たその経緯」外務省調査月報、pp. 23-55
- (2001) 「ミャンマーの民主化と国民統合問題における外生要因—米国公式記録に見る史実を中心として」アジア研究、Vol. 47, No. 3, July 2001 pp. 1-22
- コリン・クラウチ (2007) 『ポスト・デモクラシー：格差拡大の政策を生む政治構造』山口二郎監修、近藤隆文訳、青灯社
- 佐橋亮 (2021) 『米中対立』中公新書
- サミュエル・ハンチントン (1991) 『第三の波—20 政治後半の民主化』坪郷実他訳、三嶺書房
- 重富真一 (2020) 「続くタイの政治混乱—あぶりだされた真の対立軸」アジア経済研究所 『IDE スクエア』論考
- (2018) 「政治参加の拡大と民主主義の崩壊—タイにおける民主化運動の帰結—」『後退する民主主義、強化される権威主義』ミネルヴァ書房、pp. 45-70
- (2010) 「タイの政治的混乱—その政治的位置」『アジア研究ワールドトレンド』アジア経済研究所、pp. 35-41
- ジーン・シャープ (2012) 『独裁体制から民主主義へ』瀧口範子訳、ちくま学芸文庫
- 新谷春乃 (2020) 「第3章 若年層に対する人民党の諸戦略：締め付け、取り込み、記憶の政治」『カンボジアの静かな選挙：2018 年総選挙とそれに至る道のり』アジア経済研究所 pp. 81-96
- 杉浦功一 (2020) 「民主主義体制の脆弱化と権威主義体制の強靱化における国際的要因の考察」、日本比較政治学会編『民主主義の脆弱性と権威主義の強靱性』日本比較政治学会年報第22号、ミネルヴァ書房、pp. 179-209
- (2013) 「第10章 民主化支援の実態と比較」、木村宏恒・近藤久洋・金丸裕志編著『開発政治学の展開』勁草書房、pp. 322-356
- 杉下恒夫 (2016) 「中国社会の後退に繋がる『外国 NGO 管理法』、『ODA ジャーナリストのつぶやき』、vol.377 29 June 2016, <https://www.jica.go.jp/aboutoda/odajournalist/2016/377.html>
- 武田康裕 (2001) 『民主化の比較政治：東アジア諸国の体制変動過程』ミネルヴァ書房、pp. 243-251
- ダニ・ロドリック (2013) 『グローバリゼーション・パラドックス』柴山桂太・大川良文訳、白水社
- 玉田芳史 (2011) 「タイ政治における黄シャツと赤シャツ：誰、なぜ、どこへ」『国際情勢』紀要、世界政経調査会国際情勢研究所事務局編 (81) 2011.2. pp. 143-159
- 藤鑑 (2018) 『「中国脅威論」の脅威』岡山大学経済学会雑誌 50 (2) 2018, pp. 35-54

- タンミンウー (2021) 『ビルマ危機の本質』 中里京子訳、河出書房新社
- 外山文子 (2020a) 「権威主義体制の再構築と憲法の変容—タイ 2017 年憲法の分析から—」 日本比較政治学会編『民主主義の脆弱性と権威主義の強靱性』 日本比較政治学会年報第 22 号、ミネルヴァ書房、pp. 143-175
- (2020b) 「タイの反政府デモが、タブーとされてきた王室改革に踏み込んだ理由」 202011.19 <https://wezz-y.com/archives/83307/3>
- 中西嘉宏 (2021a) 『ロヒンギャ危機』 中公新書
- (2021b) 「ミャンマーは破綻国家になるのか」 『国際問題』 No. 704 (2021 年 12 月) pp. 41-49
- (2014) 「軍と政治的自由化」 『日本比較政治学会年報』 2014 年 16 巻 pp. 183-205
- 中兼和津次 (2013) 『中国モデル』 再考：それは新しい開発・移行モデルなのか？』 比較経済研究、第 50 巻第 1 号 (2013 年 1 月) pp. 53-65
- 日経新聞 (2020) 「タイ憲法裁、反軍野党に解党命令『党首の融資違法』」 (2020 年 2 月 2 日)
- 日本比較政治学会編 (2020) 『民主主義の脆弱性と権威主義の強靱性』 日本比較政治学会年報第 22 号、ミネルヴァ書房
- 根本敬 (2019) 「第 7 章 植民地化への対応」 『東南アジアの歴史』 有斐閣アルマ
- (1997) 『アウンサン』 岩波書店
- 平木光二 (2016) 「ウィラトゥ比丘と仏教団体『民族・宗教を保護する会』(マバタ: MaBaTha) の反イスラームキャンペーンについて」 パーリ学文教文化学 30(0), 2016 pp. 65-86
- 秦辰也 (2019) 「東南アジアの社会変化と社会保障制度の拡充—高齢化、貧困の縮小と不平等化に伴うタイの外国人労働者の現状を中心に—」 *Journal of International Studies*, Kindai University, 4, pp. 13-44
- (2017) 「タイの王権と『タイ式民主主義』—プーミポン国王時代の再考察」 近畿大学総合文化研究科紀要『混沌』、vol.14, 2017.7 pp. 1-27
- (2014) 「タイ・カンボジアの NGO と市民社会の動向」 『アジアの市民社会と NGO』 秦辰也編著、晃洋書房、pp. 128-155
- 初鹿野直美 (2018) 「2017 年のカンボジア 最大野党のカンボジア救国党解党」 『アジア動向年報』 アジア経済研究所、pp. 244-264
- 深澤淳一 (2022) 『「不完全国家」ミャンマーの真実』 文眞堂
- 湊一樹 (2020) 「民主主義指標にみるアジア諸国の民主主義の現状」 *アジア研究*、Vol. 66, No. 2 April 2020, pp. 42-51
- 森政稔 (2016) 『迷走する民主主義』 ちくま新書
- 守屋友江編訳 (2010) 『ビルマ仏教徒民主化蜂起の背景と弾圧の記録』 明石書店
- 山田裕史 (2021) 「人民党長期支配下で台頭するカンボジア版『太子党』」 『IDE スクエア』 世界を見る目 アジア経済研究所、pp. 1-11

- 山本圭 (2021) 『現代民主主義 指導者論から熟議、ポピュリズムまで』中公新書
- 山本博史編著 (2019) 『アジアにおける民主主義と経済発展』文眞堂
- ヨーゼフ・シュンペーター (2016) 『資本主義・社会主義・民主主義』I、II 大野一訳、日経BP社
- 吉岡孝昭 (2012) 「『中国モデル』に関する一考察：ワシントン・コンセンサスと北京コンセンサスの動きを中心に」国際公共政策研究、16(2) pp. 89-104
- 四本健二 (1997) 「第7章カンボジアの憲法制度」『アジア諸国の憲法制度』経済協力シリーズ、アジア経済研究所、pp. 217-244
- ロバート A. ダール (1981) 『ポリアーキー』高島通敏・前田脩訳、三一書房
- AAPP (2022) Assistance Association for Political Prisoners HP <https://aappb.org/>
- Amnesty International (2021) “*Cambodia: 150 opposition politicians and supporters face jail in mass trials*”, January 14, 2021,
<https://www.amnesty.org/en/latest/news/2021/01/cambodia-opposition-mass-trials/>
- Andesen, Henny, Karl-Anders Larsson, and Joakim Ojendal (2019) “*Supporting State-Building for Democratization?, A Study of 20 years of Swedish Democracy Aid to Cambodia*”, EBA Report 2019:03, The Expert Group for Aid Studies (EBA), Sweden.
- Andrea Kendall-Taylor and Erica Frantz (2016) “*How Democracies Fall Apart: Why Populism Is a Pathway to Autocracy*”, *Foreign Affairs*, December 5, 2016,
<https://www.foreignaffairs.com/articles/2016-12-05/how-democracies-fall-apart>
- ASEAN (2021) “*Chairman’s Statement on the ASEAN Leaders’ Meeting*”, ASEAN Secretariat, Jakarta, Indonesia, April 24, 2021
- Bangkok Post (2021) “*Constitutional Court rules activists aimed to overthrow monarchy*”, Nov.10, 2021
<https://www.bangkokpost.com/thailand/politics/2213147/constitutional-court-rules-activists-aimed-to-overthrow-monarchy>
- Carothers, Thomas (2009) “*Democracy Assistance: Political VS Developmental?*”, *Journal of Democracy* Volume 20, Number 1, January 2009, National Empowerment for Democracy and the Johns Hopkins University Press
- CIVICUS (2022) “*MONITOR Tracking Space*”, CIVICUS HP
<https://monitor.civicus.org/country/cambodia/>
- Dahl, Robert A. (1971) “*Polyarchy: Participation and Opposition*” New Heaven and London, Yale university Press
- Freedom House (2021) “*Freedom the World 2021*”, https://freedomhouse.org/sites/default/files/2021-02/FIW2021_World_02252021_FINAL-web-upload.pdf
- Global Witness (2016) “*Hostile Takeover : The Corporate Empire of Cambodia’s Ruling*

- Family*”, July 2016
- Han, Enze (2022) “*Under the Shadow of US-China Competition: Myanmar and Thailand’s Alignment Choices*”, *The Chinese Journal of International Politics*, 2018, 81-104, Downloaded from <https://academic.oup.com/cjip/article/11/1/81/4844054> by guest on 10 February 2022
- Human Rights Watch (2018) “*Cambodia: Repeal of Abusing Association Rule*”, <https://www.hrw.org/news/2018/12/07/cambodia-repeal-abusive-associations-rule#:~:text=Cambodia>
- Human Rights Watch (2020) “*Cambodia: Hun Sen and His Abusive 12 Generals*”, Oct.22. 2020 <https://www.hrw.org/news/2020/10/22/cambodia-hun-sen-and-his-abusive-generals>
- ISEAS (2021) “*The State of Southeast Asia 2021 Survey Report*”, <https://www.iseas.edu.sg/wp-content/uploads/2021/01/The-State-of-SEA-2021-v2.pdf>
- Konrad Adenauer Stiftung (2021) “*What do Cambodian think?*”, KANTAR, April 30, 2021 <https://www.kas.de/en/web/kambodscha/single-title/-/content/what-do-cambodians-think>
- Peou, Sorpong (2019) “*Cambodia’s hegemonic-party system: How and why the CPP became dominant*”, *Asian Journal of Comparative Politics* 2019, Vol. 4(1) 42-60
- Prachatai (2020a) “*The revolution will be magical: Harry Potter-themed protest calls for monarchy reform*” 5 Aug 2020 <https://prachatai.com/english/node/8696>
- (2020b) “*The Demonstration at Thammasat Proposes Monarchy Reform*” 11 Aug 2020 <https://prachatai.com/english/node/8709>
- (2021) “*It’s time to talk about the lèse majesté law*”, Submitted by Apeel ZI, Pravit Rojanaphruk on Sun, 24 Oct 2021 <https://prachatai.com/english/node/9511>
- Reuters (2021) “*U.N. envoy seeks Thai help to halt deterioration of Myanmar crisis*”, Jan.17, 2022 Bangkok <https://www.reuters.com/world/asia-pacific/un-envoy-seeks-thai-help-halt-deterioration-myanmar-crisis-2022-01-17/>
- Sang Lian Thang, Peter (2013) “*The Role of Civil Society in Promoting Democracy, Good governance, Peace and National Reconciliation in Myanmar*”, University of Agder
- Sok Udom Deth (2009) “*The Rise and Fall of Democratic Kampuchea*”, EDUCATION ABOUT ASIA Volume 14, Number 3 Winter 2009
- Sombatpoonsiri, Janjira (2018) “*Conservative Civil Society in Thailand*”, Carnegie Europe - Carnegie Endowment for International Peace, 2018 <https://carnegieeurope.eu/2018/10/04/conservative-civil-society-in-thailand-pub-77373>
- South China Morning Post (2019) “*Former Thailand prime minister Yingluck Shinawatra does have a Cambodian passport, and may have used it to flee in 2017*”, January 2019

- <https://www.scmp.com/news/hong-kong/politics/article/2181359/former-thailand-prime-minister-yingluck-shinawatra-does-have>
- Suzuki, N. (2017) “*The Formation Process for Civil Society in Northeast Thailand: A Social Research Case Study of Two Villages*”, *Historical Social Research*, 42(3), 317-334. <https://doi.org/10.12759/hsr.42.2017.3.317-334>
- The Committee for Free and Fair Elections in Cambodia (2013) “*Final Assessment and Report on the 2013 National Assembly Elections*”, December 2013, COMFREL
- The Irrawaddy (2019) “*Myanmar Military Chief Visits Thai Military’s Major Shipping Supplier*”, November 18, 2021 <https://www.irrawaddy.com/news/burma/myanmar-military-chief-visits-thai-militarys-major-shipbuilding-supplier.html> (Accessed on February 20, 2022)
- The Diplomat (2022) “*Royalists Step Up Campaign Against Thai Chapter of Amnesty International*”, Jan 22, 2022, <https://thediplomat.com/2022/01/royalists-step-up-campaign-against-thai-chapter-of-amnesty-international/>
- The Straits Times (2014) “*Thailand and Myanmar: Traditional rivals now brothers in arms*”, July 14, 2014 <https://www.straitstimes.com/asia/thailand-and-myanmar-traditional-rivals-now-brothers-in-arms>
- Ungsuchaval, Theerapat (2015) “*Civil Society and Nongovernmental Organizations (NGOs) in Thailand. History, Politics, and State-Society relations*”, GRIN 2015 <https://www.grin.com/document/342056>
- United Nations (2022) “*Window of opportunity’ for unity opens in Myanmar*”, United Nations News, Jan.31, 2022. <https://news.un.org/en/story/2022/01/1110952>
- USAID (2021) “*2020 Civil Society Organization Sustainability Index for Asia*”, 7th Edition, November 2021 developed by United States Agency for International Development Bureau for Democracy, Conflict and Humanitarian Assistance Center of Excellence on Democracy, Human Rights and Governance
- V-Dem (2022) *Varieties of Democracy* <http://www.V-Dem.net/>
- Winichakul, Thongchai (2020) “*Fear of Democracy in Thailand*”, *アジア研究* Vol. 66, No. 2, April 2020, pp. 52-55
- Zinecker, H (2009) “*Regime-Hybridity in Development Countries: Achievements and Limitations of New Research on Transitions*”, *International Studies Review* vol.11. pp. 302-331